

○下関市勤労福祉会館運営協議会規則

平成17年2月13日

規則第118号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例（平成17年条例第170号）第13条の規定に基づき、下関市勤労福祉会館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、下関市勤労福祉会館（以下「会館」という。）の円滑な運営に資するため、市長の要請に応じ、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 会館の運営方針に関する事。
- (2) 会館の利用普及に関する事。
- (3) その他会館の運営に関し、特に必要な事項に関する事。

(組織及び任期)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 勤労者を代表する者
- (2) 使用者を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 財団法人下関市勤労福祉会館管理公社を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(役員及び任務)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって、これを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。ただし、会長及び副会長が欠けたときは、委員の

最年長者をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業振興部産業立地・就業支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第29号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第44号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日規則第14号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。